

令和6年度 玉野市総合事業 通所型サービスの概要

単位表	①介護予防通所介護相当サービスA6 (1月につき)			②生活支援通所サービスA7 (緩和した基準によるサービス)	
	単位(R6.4.1以降)	要件		単位	要件
基本単位	(1)1,798単位/月	事業対象者、要支援1:週1回程度		事業対象者、要支援1:週1回まで	
	(3) 436 単位/回	事業対象者、要支援1:月1回～4回まで		要支援2:週2回まで	
	(2) 3,621単位/月	要支援2:週2回程度		268単位/回	2.0時間以上
	(4)447単位/回	要支援2:月1回～8回まで		335単位/回	4.5時間以上
生活機能向上グループ活動加算	100 単位/月	介護予防相当のみ 要体制届	なし	—	
若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
栄養アセスメント加算	50 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
栄養改善加算	200 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
口腔機能向上加算(I)	150 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
" (II)	160 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
一体的サービス提供加算	480単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1など 88単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
" (II)	要支援1など 72単位/月				
" (III)	要支援1など 24単位/月				
	要支援2は要支援1の2倍				
生活機能向上連携加算(I)	100 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
" (II)	200 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20 単位/回	通所介護に同じ	なし	—	
" (II)	5 単位/回	通所介護に同じ	なし	—	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	通所介護に同じ 要体制届	なし	—	
介護職員処遇改善加算	通所介護に同じ	通所介護に同じ 要体制届	通所介護に同じ	通所介護に同じ 要体制届	
介護職員等特定処遇改善加算					
介護職員等ベースアップ等支援加算					
利用者の数が利用定員を超える場合	×70%	通所介護に同じ 要体制届	×70%	通所介護に同じ 要体制届	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70%	通所介護に同じ 要体制届	×70%	通所介護に同じ 要体制届	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%	通所介護に同じ 要体制届	-1%	通所介護に同じ 要体制届	
業務継続計画未策定減算	-1%	通所介護に同じ 要体制届	-1%	通所介護に同じ 要体制届	
事業所と同一建物に居住する者等	(1) -376単位/月	通所介護に同じ 要体制届	-60単位/回	通所介護に同じ 要体制届	
	(2) -752単位/月				
	(3)(4)-94単位/回				
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-47単位	通所介護に同じ	なし	—	
【緩和型のみ】 人員体制評価加算	介護予防通所介護相当サービスに同じ人員基準配置を評価する。 単独又は一体的にサービスを提供するいずれの場合においても算定可能だが、生活相談員、機能訓練指導員及び看護職員も利用者の自立支援に向け、最適なサービスを提供すること。 要体制届			20 単位/回	2.0時間以上
				25 単位/回	4.5時間以上

※月額包括報酬の日割り請求は、WAMNET_国保連インターフェース_介護保険事務処理システム変更に係る参考資料 I - 資料9を参考のこと。

※契約日が起算日となる場合は、利用者と事業所双方の合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えない。

	介護予防通所介護相当サービス（従前相当サービス）A6	生活支援通所サービス（緩和型サービス）A7
サービス概要	入浴・排泄・食事等の日常生活に支障がある行動を伴う方やその恐れが高い方に対して支援を行いながら、機能訓練を行うサービス	自立度が高い方に対して、体操やレクリエーションを行い、生活機能の向上及び改善を目指すサービス
対象者	事業対象者、要支援1、要支援2	事業対象者、要支援1、要支援2
対象者の状態像	<p>①サービス提供中において、入浴・排せつ・食事・移動等の身体介助（見守り的援助を含む）が必要な方 （考え方：自宅において日常生活動作に支障があり、家族等の支援を受けている方。利用者の状態像として、ケアマネジメントにより身体介護が必要と判断されれば従前相当サービスとする。つまり、デイサービス中において、単にサービス事業所が利用者へ身体介護を行うか否かではなく、ケアマネジメントにより利用者に対して身体介護が必要か否かで判断されたい。また、「身体介護」とは、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）における「身体介護」をいう。）</p>	<p>①身体介助の必要がなく状態が安定している方 ②外出の機会が少なく閉じこもりがちな方 ③その他、サービスを利用することで生活機能向上及び自立支援が可能であると認められる方</p>
サービス内容	<p>★入浴・排せつ・食事等の生活介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練（介護予防通所介護と同じ） <サービス例> ・健康チェック・体操、個別機能訓練・入浴、排せつ介助 ・レク・食事提供（介助有り）・送迎など</p>	<p>★生活機能維持及び向上のための体操等を行う通所サービス ★入浴・排泄・食事介助なし <サービス例> ・健康チェック ・軽体操等の運動、脳トレ（コグニサイズ）、レクリエーション等 ・食事提供（介助なし、本人の意向による）・送迎など</p>
送迎	義務（サービス提供時間に送迎時間を含まない。）	義務（送迎減算なし。サービス提供時間に送迎時間を含まない。）
食事	実費	実費
入浴	見守りを含む入浴介助が <u>計画に位置付けられた場合にのみ実施</u> （基本報酬に含む）	利用者と事業所との契約により浴槽利用可 （自己負担）
利用者負担	1割～3割	1割～3割
サービスコード	A6（独自）	A7（独自/定率）
報酬主な加算	<p>○月額基本報酬(令和6年4月以降) 1,798単位／月（事業対象者、要支援1：週1回程度） 436単位／回（事業対象者、要支援1：月1回～4回まで） 3,621単位／月（要支援2のみ利用可能：週2回程度） 447単位／回（要支援2のみ利用可能：月1回～8回まで）</p> <p>○加算・減算 従前の介護予防通所介護と同様</p>	<p>○基本報酬(令和6年4月以降) (A-1) 2.0時間以上 268単位／回 (A-2) 4.5時間以上 335単位／回 （利用者の都合により、短時間のサービスとなる場合でも、計画上の報酬を算定可能。キャンセル料の設定可能。） （A-1を未利用の利用者であれば、同日に異なる利用者について、複数回のサービスを提供できる。その他の場合も同様の考え方。）</p> <p>○利用上限回数 事業対象者、要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで</p> <p>○加算・減算 人員体制評価加算（独自）</p>

	介護予防通所介護相当サービス（従前相当サービス）A6	生活支援通所サービス（緩和型サービス）A7
指定基準	従前の介護予防通所介護の基準と同様	緩和された指定基準
主な人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者：常勤専従1人以上 (支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所等の職務に従事可能) ○生活相談員：専従1人以上（勤務時間÷提供時間=1.0以上） 【資格要件：「介護支援専門員」及び「介護福祉士」など（岡山県の資格要件拡大に係る通知に準ずる）】 ○看護職員：単位ごとに専従1以上（利用定員が11人以上の場合） 【資格要件：看護師、准看護師】 ○機能訓練指導員：1以上（常勤要件や専従要件はなし） 【資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員など】 ○介護職員：利用者15人まで：専従1人以上 利用者15人以上から超えた利用者1人に専従0.2以上増員 ※提供時間中は常時1人以上 【資格要件なし】 ※いずれのときも、生活相談員又は介護職員の1人以上は常勤 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者：専従1以上 【介護保険事業又は第1号事業に従業者として1年以上従事した者に相当する者】 (支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他事業所等の職務に従事可能) ○生活相談員：不要 ○看護職員：不要（緊急対応可能な体制は必要。） ○機能訓練指導員：不要 ○生活支援職員：利用者15人まで：専従1人以上 利用者15人以上から超えた利用者1人に<u>0.1以上</u>増員 ※提供時間中は常時1人以上 【資格要件なし】
主な施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂・機能訓練室（3m²×利用定員以上） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂・機能訓練室（3m²×利用定員以上） ②プライバシーの確保された相談スペース ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品
主な運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 ⑧実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更

通所介護・従前相当・緩和型サービスの一体的提供①

A. (地域密着型)通所介護 B. 介護予防通所介護相当サービス C. 生活支援通所(緩和型)サービス

■ 一体的にサービスを提供できる場合

原則: 各サービスの基準を順守し、区画又は時間帯を分けてサービスを提供すること。(単独型)

例外: A・B・Cいずれか複数のサービスについて、利用者、区画及び時間帯を分けずに一体的にサービスを提供すること。(一体型)

・ 一体的にサービスを提供するときの留意事項

利用者心身の状況に差があるため、グループ空間を分け、またプログラム内容を区分し、利用者に適切なサービスを提供すること。

ただし、相互交流により自立支援が進むなどの効果や必要性がある場合は混在してサービスを提供できる。

■ 一体的にサービスを提供する場合の基準

一体的に実施するサービス	利用人数	面積基準	人員基準
A・B・C	A+B+C		利用人数全てにAの基準
A・B	A+B		利用人数全てにAの基準
A・C	A+C	利用人数の合計 × 3m ²	利用人数全てにAの基準
B・C	B+C		利用人数全てにBの基準

■ 例

【一体型】

同じ部屋、同じ時間帯で人員が混在する

通所介護20人
従前相当5人 ←30人で通所介護の人員基準
緩和型5人

通所介護の利用者を30人として、介護職員を専従で配置。

【単独型】

同じ部屋、同じ時間帯だがサービスや人員は混在しない。

通所介護20人 ←25人で通所介護の人員基準
従前相当5人
緩和型5人 ←5人で緩和型の人員基準

通所介護の利用者を25人として、介護職員を専従で配置。別に、緩和型の利用者を5人として生活支援職員を専従で配置。管理者は両サービスの兼務可。

通所介護・従前相当・緩和型サービスの一体的提供②

A. (地域密着型)通所介護 B. 介護予防通所介護相当(従前相当)サービス C. 生活支援通所(緩和型)サービス

種別	実施方法	イメージ図	指定	運営規程 重要事項説明書	その他
別事業所	サービス提供場所を分ける	住所:宇野 A事業を実施 住所:東児 B事業を実施 住所:長尾 C事業を実施	・ABCそれぞれ通常の手続により指定申請 ・ABCの事業所番号は異なる	事業所ごとに作成	
単独型	同事業所でサービス提供時間を分ける	9:30～13:00 14:00～16:00 A事業を実施 C事業を実施	・Aの指定を受けていれば、Cは簡略化した指定申請 ・ACの事業所番号は同一	ACそれぞれ別で作成又は単独型のみの基準を明確に区別し、Aへ並記	
単独型	同事業所でAの食堂及び機能訓練室を間借りしCを実施	A事業を実施 C事業を実施	・Aの指定を受けていれば、Cは簡略化した指定申請 ・食堂及び機能訓練室の実面積からAの最低基準面積を差し引いた面積について、Cの利用予定者×3m ² を満たす範囲で指定 ・ACの事業所番号は同一	上に同じ	隣接事業所の扱いとなり、人員基準はACそれぞれで満たすこと(専従要件の人員について、AC間の兼務は、管理者などの例外を除き不可)
一体型	同事業所でABCを一体的に提供	ABCを実施	・Aの指定を受けていれば、BCは簡略化した指定申請 ・ABCの事業所番号は同一	Aの運営規程に第一号通所事業を追記	ABCの合計人数により、最も厳しい基準を全てのサービスへ適用
混在型	一体型と単独型が混在	9:30～13:00 14:00～16:00 ABC事業を実施 C事業を実施	・Aの指定を受けていれば、BCは簡略化した指定申請 ・ABCの事業所番号は同一	単独型、一体型の取扱いに準ずる	単独型、一体型の取扱いに準ずる

その他

■定款・登記簿謄本

総合事業の実施にあたり、法人定款の目的欄に追加で位置付けること。

「介護保険法に基づく第1号事業」、「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく第1号通所事業」

■運営規程・重要事項説明書・契約書

総合事業の実施にあたり、「重要事項説明書の交付・説明・同意」及び「利用者との契約」が必要。

■指定申請等について

- ・指定期間は通常6年間。玉野市の地域密着型通所介護の指定を受けている事業所の、従前相当サービスや緩和型サービスの指定期限は地域密着型通所介護に同じ期限になる。
- ・他サービスの指定期間と合わせるために、前倒し申請を可能とする。(6年間は固定)

■各種提出期限

- ・指定申請、更新申請→指定月(毎月1日)の前々月末日まで(新規指定は要事前相談)　　・変更届、再開届→変更後、再開後10日以内
- ・廃止届、休止届→廃止、休止日の1か月前まで　　・介護給付費算定に係る体制等届出→加算算定月の前月15日まで
- ・通所介護事業所や訪問介護事業所が総合事業の指定を受ける際の様式を簡素化し、今年度末に限り指定申請に係る提出期限を短縮する。

■総合事業における指定等の整理表

例	指定を要する団体	ケアマネジメント、サービス提供
玉野市の被保険者(住民票も玉野市)が市内の事業所を利用	玉野市の指定を要する	玉野市包括、玉野市内の事業所が玉野市基準の総合事業を実施
玉野市の被保険者(住民票はA市)がA市の住所地特例対象施設を利用する	A市の指定を要する	A市包括、A市の事業所がA市基準の総合事業を実施
玉野市の被保険者(住民票も玉野市)が他市Bの事業所を利用	玉野市の指定を要する	玉野市包括、B市の事業所が玉野市基準の総合事業を実施
他市Z(住民票もZ市)の被保険者が玉野市の事業所を利用	Z市の指定を要する	Z市包括、玉野市の事業所がZ市基準の総合事業を実施